

各都市における障害者計画の策定状況等の概要について

参考資料2-3

	横浜市	名古屋市	京都市	神戸市	大阪市	大阪府	国		
プラン名	横浜市障害者プラン(第2期)	名古屋市障害者基本計画	支えあうまち・京(みやこ)のほほえみプラン (京都市障害保健福祉推進計画)	神戸市障害者保健福祉計画2010 後期計画	大阪市障害者支援計画後期計画	第3次大阪府障がい者計画(後期計画)	障害者基本計画		
計画年度	平成21年度～26年度 (6ヵ年)	平成16年度～25年度 (10ヵ年)	平成20年度～24年度 (5ヵ年)	平成19年度～平成22年度 (4ヵ年)	平成20年度～23年度 (4ヵ年)	平成21～23年度 (3ヵ年)	平成15年度～24年度 (10ヵ年)		
目標数値設定 (支援計画部分)	一部あり また、「検討」「一部実施(着手)」「 「事業着手」「推進」などと表示あり。	なし	なし	なし	なし	一部あり 介護保険サービス関係の必要量、 EVの設置事業数等	なし		
理念・基本方針	プランで目指す4つの社会 ・障害者が自らの意思で生活を 決めることができる社会 ・障害者が住みなれた地域で生活を おくれる社会 ・障害者が安心して日々の生活を おくれる社会 ・障害者の学習環境を整備し、 生活を支えていく社会	目標とする社会 ・障害のある人もない人もお互いに 人権を認め合い、共に生きる社会	基本目標 ア 障害の有無にかかわらず、すべての 市民が個人として厚く尊重される イ 障害の有無にかかわらず、すべての 市民がいきいきと活動する ウ 障害の有無にかかわらず、すべての 市民が相互に支えあい安心してくらす	基本原則 人権の尊重と選択の保障 基本目標 ・ともに住み続けなくなるまちをめざして ・障がいがあってもなくても、 安心して豊かに暮らせるこを、 みんなでつこう	基本方針 ・個人としての尊重 ・権利実現に向けた条件整備 ・地域での自立生活の推進	基本理念 人が人間(ひと)として普通に 暮らせる自立支援社会づくり 基本原則 ・人間としての尊厳の保持 ・主体的生活の構築 ・社会関係の維持と役割の強化 ・可能性の探求とその支援	基本的な方針 1 社会のバリアフリー化の推進 2 利用者本位の支援 3 障害の特性を踏まえた 施策の展開 4 総合的かつ効果的な 施策の推進		
基本パターン	・推進項目(施策・事業名) ・その内容(施策・事業内容) ・想定されるスケジュール(目標・水準) の3本立て	・現状と課題 ・施策の体系 ・施策の基本的方向と主な事業 の3本立て	・現状と課題 ・施策の方向 の2本立て	・施策の目標 ・施策の展開 の2本立て	・現状と課題 ・施策の方向性 の2本立て	実行計画は 施策目標(5つ)の下に、 >施策の展開方向>実行項目 >実行計画項目 の構成	・基本方針 ・施策の基本的方向 の2本立て		
目次・構成	I 基本的考え方 II 将来にわたるあんしん施策 1 親亡き後も安心して地域生活が おくれる仕組みの構築 2 障害者の高齢化・重度化 への対応 3 地域生活のための きめ細かな対応 III 重点施策 1 普及・啓発のさらなる充実 2 相談支援システムの機能強化 3 地域生活を総合的に支える 仕組みの構築 4 医療環境・医療体制の充実 5 障害児支援の体制強化 6 障害者の就労支援の 一層の拡充強化 7 発達障害児・者支援の 体制整備 O 主な施策・事業 IV 横浜市障害福祉計画 V ライフステージを通じた 支援体制 1 ライフステージを通じて 一貫した支援体制 2 ライフステージに応じた施策 (1)乳幼児期 (2)学齢期 (3)成年期 (4)高齢期 VI 推進体制・他の計画との連動 1 推進体制 2 他の計画との連動 資料編 1 基礎統計資料 2 横浜市障害者プラン(第1期)の 検証・評価 3 ニーズ把握調査結果 4 市民意見募集実施結果	第1章 総論 第1 計画策定の意義と現況 第2 計画の基本的性格 第3 基本的考え方 第2章 重点的に取り組むべき課題 への対応 第1 個別支援を充実させ、 施設入所から地域生活への 移行を推進します 第2 障害者の自立した地域生活を 支援する施策を拡充します 第3 雇用・就業に関する支援を 拡充します 第4 地域で暮らし社会参加する 力の向上を支援します 第5 障害の重度重複化に対応した 支援を拡充します 第6 精神障害者の施策や 事業を拡充します 第3章 分野別施策 第1 障害と障害者に対する 市民の正しい理解の促進 1 啓発・広報 第2 障害者の地域生活や 生活設計の支援 1 生活支援 2 保健・医療 3 教育・育成 第3 共に生きる地域づくりの促進 1 生活環境 第4 社会参加 1 雇用・就業 2 情報・コミュニケーション 第4章 計画の推進と進行管理 第1 計画の推進体制 第2 計画の進行管理と評価 第3 計画の弾力的運用 参考資料 第1 名古屋新世紀計画2010 (関連分は一部数値目標設定あり) 第2 策定の経過等 第3 各種調査の概要	第1章 支えあうまち・京(みやこ)の ほほえみプラン (京都市障害保健福祉推進計画) について 第2章 京都市障害保健福祉推進プラン (計画前半期)の取り組み状況 第3章 京都市障害者生活状況 調査について 第4章 障害者保健福祉施策を推進 するための具体的事項 1 みとめあう (人権の尊重と理解・協働の促進) 2 ささえあう (相談支援と情報・コミュニケーション 支援の強化) 3 すこやかに (保健・医療の充実) 4 はぐくむ (教育・育成の充実) 5 くらす (地域社会生活への支援の拡充) 6 はたらく (雇用促進と就労支援の強化) 7 ととのえる (生活環境の整備と生活の質の向上) 第5章 数値目標 (第1期京都市障害福祉計画) 第6章 計画の推進体制	第1部 総論 第1章 障がい者保健福祉を めぐる現状と課題 第2章 今後の障がい者保健福祉の 基本的考え方 第3章 重点事業と数値目標 第2部 各論 第1章 相談・情報等 第2章 在宅サービス 第3章 住まい 第4章 保健・医療 第5章 療育・保育・教育 第6章 障害福祉サービスと 障がい福祉施設 第7章 就労の促進 第8章 豊かな生活への支援 第9章 福祉のまちづくり 第10章 啓発 第3部 計画の実現に向けて 資料編 1. 現状と課題 2. 基本的な方向の実現に向けた 課題と施策・重点事業 3. 事業一覧 4. 障害福祉サービスなどの 見込み量の算定について 5. 計画策定の経過 参考	第1編 大阪市障害者支援計画 後期計画 第1部 総論 第1章 計画の基本的考え方 第2章 計画の推進に向けた方策 第2部 各論 第1章 権利擁護と当事者 活動支援 第2章 啓発・広報 第3章 生活支援 第4章 生活環境 第5章 就業支援 第6章 教育・保育 第7章 保健・医療 第3部 重点的に取り組む施策 1 権利擁護と 当事者活動支援 2 啓発・広報 3 生活支援 4 生活環境 5 就業支援 6 教育・保育 7 保健・医療 市営交通バリアフリー計画 (主な事項) 第4部 資料 ・用語の説明 ・委員名簿 ・後期計画の策定に向けた 取り組みの経過 第2編 参考資料 ・パブリックコメントの結果 ・その他	第1部 基本計画 第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 計画の推進体制、進行管理 5 障がい者施策にかかる 主な法制度等の動向 第2章 計画の基本的視点 1 基本理念 2 基本的考え方 3 基本原則 第3章 現状と今後の課題 1 大阪府における障がい者数 2 大阪府における障がい者の 現状・ニーズと府民意識 3 第3次大阪府障がい者計画 (主な地域生活関連施策)の 実施状況 4 今後の主な課題 第4章 めざすべき社会の方向 1 めざすべき5つの社会 2 役割分担のあり方 第5章 今後の施策展開の方向 1 最重点施策 2 施策体系図 3 具体的な施策の展開方向 第2部 実行計画 施策目標1 とともに支え、支えられる 地域社会づくり 施策目標3 リハビリテーションが 浸透した社会づくり 施策目標4 障がい者が働き方や 生きがい活動を選べる 社会づくり 施策目標5 バリアフリー社会づくり 第2期大阪府障がい福祉計画 国の障がい者施策に対する 提言・要望	はじめに I 基本的な方針 1 社会のバリアフリー化の推進 2 利用者本位の支援 3 障害の特性を踏まえた 施策の展開 4 総合的かつ効果的な 施策の推進 II 重点的に取り組むべき課題 1 活動し参加する力の向上 2 活動し参加する基盤の整備 3 精神障害者施策の 総合的な推進 4 アジア太平洋地域における 域内協力の強化 III 分野別施策の基本的方向 1 啓発・広報 2 生活支援 3 生活環境 4 教育・育成 5 雇用・就業 6 保健・医療 7 情報・コミュニケーション 8 国際協力 IV 推進体制等 1 重点施策実施計画 2 連携・協力の確保 3 計画の評価・管理 4 必要な法制的整備 5 調査研究、情報提供 ※ 重点施策実施5ヵ年計画 (平成19年12月25日 障害者施策 推進本部決定) ☆目標数値設定あり 重点的に実施する施策及び その達成目標 1 啓発・広報 2 生活支援 3 生活環境 4 教育・育成 5 雇用・就業 6 保健・医療 7 情報・コミュニケーション 8 国際協力	(参考)第一次意見 H22.6.29閣議決定 第1 障害者制度改革の 基本的考え方 第2 障害者制度改革の 基本的方向と今後の進め方 1 基礎的な課題における 改革の方向性 2 横断的課題における改革の基本的 方向と今後の進め方 (1)労働及び雇用 (2)教育 (3)所得保障等 (4)医療 (5)障害児支援 (6)虐待防止 (7)建物利用・交通アクセス (8)情報アクセス・ コミュニケーション保障 (9)政治参加 (10)司法手続 (11)国際協力 (参考)第二次意見(案) H22.12.17 第29回推進会議 I 障害者基本法の改正について 1 障害者基本法改正の趣旨・目的 2 総則関係 1)目的 2)定義 3)基本理念 4)差別の禁止 5)障害のある女性 6)障害のある子ども 7)国及び地方公共団体の責務 8)国民の理解・責務 9)国際的強調 10)障害者週間 11)施策の基本方針 12)その他 3 基本的施策関係 1)地域生活 2)労働及び雇用 3)教育 4)健康、医療 5)障害原因の予防 6)精神障害者に係る地域移行の 促進と医療における適正手続の 確保 7)相談等 8)住宅 9)ユニバーサルデザインと 技術開発 10)公共的施設のバリアフリー化と 交通・移動の確保 11)情報アクセス・コミュニケーション 保障 12)文化・スポーツ 13)所得保障 14)政治参加 15)司法手続 16)国際協力 4 推進体制 1)組織 2)所掌事務 II 「障害」の表記	障害者基本法(現行) 第三条(基本的理念) すべて障害者は、個人の尊厳が 重んぜられ、その尊厳にふさわしい 生活を保障される権利を有する。 2 すべて障害者は、社会を構成する 一員として社会、経済、文化その他 あらゆる分野の活動に参加する 機会が与えられる。 3 何人も、障害者に対して、障害を 理由として、差別することその他の 権利利益を侵害する行為を してはならない。 障害者基本法(新条文イメージたつき) H22.10.12 第21回推進会議より 第三条(基本的理念) すべて障害者は、 障害でない者と 等しく、すべての基本的人権の 享有主体として個人の尊厳が 重んぜられ、その尊厳にふさわしい 生活を保障される権利を有する。 2 すべて障害者は、 障害でない者と 等しく、自らの判断により地域に おいて生活する権利を有する とともに、自らの決定に基づき、 社会を構成する 一員として社会、経済、文化その他 あらゆる分野の活動に参加する 機会が与えられるを有する。 3 すべて障害者は、手話等の言語 その他の障害の種類に応じた 意思疎通の手段の確保の重要性 にかんがみ、日常生活及び 社会生活において、可能な限り 容易にそれを使用することが できるよう配慮されなければ ならない。【新設】 差別の禁止 31 何人も、障害者に対して、障害を 理由として、差別することその他の 障害を理由とする差別(障害者 が、障害者でない者と実質的に 平等に活動することを可能と するため、個々の場合に必要と なる合理的な変更又は調整が 実施されないことを含む。以下 同じ。)その他の 権利利益を侵害する行為を してはならない。